

大切なところと命を守りましょう -3月は自殺対策強化月間です-

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

「自分のところが弱いだけ・・・」「自分が我慢すれば・・・」などと、悩みや不安な気持ちを一人で抱え込んでいませんか? 「最近よく眠れない」「食欲がない」「何をしても楽しめない」など、いつも調子が違うと感じていたら、それは「こころの病気」のサインかもしれません。少しでも思い当たることがあれば、家族や友人、専門機関に相談しましょう。

こころのサイン

- ・気分が落ち込んだまま元気がならない
- ・すぐに涙が出る
- ・何もする気がしない
- ・何をしても楽しめない など

からだのサイン

- ・眠れない日が続いている
- ・食欲がない
- ・食べ過ぎる
- ・短期間に体重が増減した
- ・いつもより身体がだるい など

行動のサイン

- ・一人でいる時間が増えた
- ・簡単なミスを繰り返すようになった
- ・仕事や学校に遅刻、欠席することが増えた など

香川いのちの電話 ☎087-833-7830 (24時間対応)

市の相談窓口

福祉課 (☎73-3015)

保健師や社会福祉士などの専門職員がお話を聞きます。どこに相談したらいいのか分からないという人もお気軽にご相談ください。秘密は守ります。

こころの相談窓口

悩みに応じたさまざまな相談窓口があります。LINEなどSNSで相談ができる窓口もあります。



▲こころの相談窓口一覧はこちらから

全国一斉『暮らしとこころの相談会』

日時 3月6日(月) 午前10時～午後1時
 電話相談 ☎087-802-5228 (相談日のみ開催)
 面接相談 (要予約)
 面接相談を希望する人は、県弁護士会 (☎087-822-3693)へ事前にお電話ください。
 相談場所は、県弁護士会館(高松市)です。
 申し込み・問い合わせ
 香川県弁護士会 ☎087-822-3693

じんけん探訪97

「企業と人権」の歴史

同和対策審議会答申 (1965年)

同和対策審議会答申では、同和地区住民に就業について、次のように指摘しています。

○同和地区住民は、不当な差別により就職の機会均等が完全に保証されていないため、近代産業から締め出され、それゆえに、地区住民の生活は常に不安定であり、経済的・文化的水準は極めて低く、それが差別を助長し再生産する原因でもある。

○同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより、生活の安定と地位の向上を図ることが、同和問題解決の中心的課題である。

また、同和対策としての産業・職業に関する対策の基本的方向と目標の一つとして、次のように掲げています。

○雇用の選考基準、採用方針、選考方法などに関する差別待遇を根絶するため、職業安定法に基づき、啓発と指導を強力に行なう。

この答申のように政府は、不当な就職差別が貧困を生み、貧困が進学を阻害し、低学歴ゆえに安定した就業が望めないという負の連鎖の解決のため、差別選考の解消をめぐりました。

部落地名総鑑事件 (1975年)

企業が全国の部落所在地一覧を記載した図書を購入手して、採用で部落関係者を排除

していたことが明らかになる事件が起こりました。

この事件を契機に1977年に企業内同和問題研修推進員(現公正採用選考人権啓発推進員)制度が始まりました。

推進員の役割は、公正採用システムを確立し、人権啓発のリーダーを務めることです。厚生労働省は、従業員100人以上(香川県は50人以上)の事業所に推進員を置くよう指導しています。

誰もが利用しやすい事業所づくり

企業活動は、顧客、従業員、株主、周辺住民など、さまざまな人と密接な人間関係にあり、その関わりを尊重することがビジネスには不可欠です。

具体的には、高齢者や障がい者、妊婦など、誰もが利用しやすい幅の広い「障がい者などの専用駐車場」を玄関付近に設置したり、エレベーターやエスカレーター、スロープ、手すりなどを設置したりして、利用者が安全に移動しやすくしています。また、多目的トイレの普及やAEDの設置など、誰もが利用しやすい環境整備をしています。

法律面では、障害者差別解消法では障がい者に対する合理的配慮が義務付けられました。代筆や代読、手話やジェスチャー、点字、要約筆記、書類の文字の大きさ、平仮名やルビ、誰もが読み書きしやすい配慮がなされています。

答申が出されて半世紀以上が過ぎ、人権に対する企業の努力と私たち一人ひとりの意識の高揚が望まれます。

▼問い合わせ 人権課 ☎73・3008

自主防災組織を作ろう! 7

大きな災害が発生すると電気、水道、電話などのライフラインは停止し、支援物資も届くまでに時間がかかります。いざという時のための備蓄は、最低でも3日分、できれば1週間分は準備しておくように心掛けましょう。

家庭内備蓄の例

【飲料水・食料品】

水(一人1日当たり3リットルが目安)、アルファ化米、パックご飯、乾麺、缶詰、レトルト食品など

【生活用品】

カセットコンロ、新聞、バケツ、毛布、キッチン用ラップなど

【衛生用品】

携帯トイレ、歯磨きセット、医薬品、マスクなど



取り組みやすい備蓄の方法としては、「ローリングストック」があります。これは、缶詰やレトルト食品、トイレトパーパーなど日常生活で消費するものを少し多めに買い置きしておき、古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量を家庭で備蓄する方法です。日頃から食べ慣れた食品や菓子類、果物の缶詰なども備蓄できるメリットがあります。

必要な備蓄は、乳幼児や高齢者、ペットのいる家庭などで異なります。

家庭で備蓄を始め、災害時に備えましょう。

▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119

皆さんからの投稿をお待ちしています!

『#love mitoyo』投稿受付中

▶問い合わせ 産業政策課 ☎73-3012



お気に入りのスポット、グルメなど「あなたの三豊」情報を、Instagramに「#lovemitoyo」をつけて投稿してください。

投稿方法 ①アカウント「mitoyo.honma.mon」をフォロー ②「#lovemitoyo」と場所、コメントをつけて投稿



▲アカウントのフォローはこちらから